

## 県税に係る減免・徴収猶予等のお知らせ

東日本大震災により被害を受けられた方々には、被害の状況に応じた県税の減免制度や徴収を猶予する制度があります。

### 被災した家屋に代わる家屋等を取得した場合の不動産取得税の軽減措置

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が、それに代わる家屋（代替家屋）を平成33年3月31日までに取得した場合、又は、被災家屋の敷地の用に供する土地（従前の土地）の所有者等が、それに代わる代替家屋の敷地の用に供する土地（代替土地）を平成33年3月31日までに取得した場合には、それぞれ不動産取得税が軽減されます。

### 被災した自動車の代替自動車に係る自動車取得税・自動車税の非課税

東日本大震災により滅失・損壊した自動車の所有者の方が、その自動車に代わる自動車（代替自動車）を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税及び平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税が非課税となります。

また、すでに自動車取得税・自動車税を納付された方についても、非課税の申請をすることにより、納付した自動車取得税・自動車税の還付を受けることができます。

詳しくは、お近くの地域県民局県税部へ御相談ください。

### 法人県民税・事業税等に係る申告・納付等の期限の延長について

法人県民税・事業税、個人事業税（申告に関する期限に係るものに限る。）地方消費税について、平成23年3月11日から平成23年7月28日までの間に申告、納付等の期限が到来するものについては、その期限が平成23年7月29日まで延長されています。

県税に関する情報は、ホームページにも掲載しています。

「県税・市町村税インフォメーション」<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>